議　　事　　録

1．会　議　名　　第６回　市民会議

2．日　　　時　　平成19年６月４日（月）午後２時01分～午後５時11分

3．場　　　所　　大阪弁護士会館　10階1001会議室

4．出　席　者（敬称略・順不同＝１９名）

議　　　長　　大　國　美智子

副　議　長　　阿　部　昌　樹

委　　　員　　飯　田　秀　男　　野　呂　雅　之　　郭　　　辰　雄

福　田　昌　弘　　齋　藤　洋　一　　西　村　貞　一

〇大阪弁護士会

会　　　長　　山　田　庸　男

副　会　長　　今　川　　忠　　桂　　充　弘

企画調査室長　　松　葉　知　幸

司法改革推進本部市民会議バックアップ対応部会

部　会　長　　小　野　範　夫

委　　　員　　岩　﨑　雅　己　　瀬　川　武　生

裁判員制度実施大阪本部

副本部長　　髙　見　秀　一

事務局長　　溝　内　有　香

広報委員会

委員長　　福　田　健　次

秘書課長　　田　村　一　幸

議　　　　事

1　開会

2　議長・副議長の選任

互選により、議長に大國委員、副議長に阿部委員が再選された。

2　議事録署名者

議長の指名により、飯田委員と郭委員になった。

3　審議テーマ

（１）裁判員裁判制度について

ア　裁判員制度実施大阪本部　事務局長　溝内有香弁護士から裁判員制度について説明がなされた。

イ　討議

飯田委員

公判に入る前の取り調べを可視化しようという取り組みがあると思います。先日の新聞に、自白をするその場面だけをビデオテープで撮って、確かにこの被告が自白を任意にしたんだということを裁判員に見てもらうという記事が載っていたように思うんです。いつ自白するか分からないのにそこだけをとらえるなんて無理ではないかと思ったんです。ずっと捜査を記録しておかない限り、そういうことはできないのではないかと思ったことが１つです。

２つ目は証拠開示の問題なんですが、検察が持っている証拠のうち、被告人を有罪にするのに有利な証拠については開示されるけれども、全部の証拠について開示されるとは限らないということを聞いたことがありますが、そういうことについての現在の議論はどうなっているのか。

高見弁護士

まず初めの可視化といいますかビデオ録画について御説明します。

日弁連としては、取り調べの全過程を録画録音しなければ意味がないということはずっと言ってきています。裁判所も、任意性の審理で延々と証拠調べが続くというのは、裁判員裁判が始まったらとてもやっていけないということを論文に書くようになりました。最高検察庁も、録画しなければいけないということは言い出しました。けれども、いつ録画するのかということについては検察官の裁量で決めるということになっておりますので、自白をした後で、これから録画するぞと言って録画するという

ことになります。僕らは、そこに至る過程が一番問題だと思っているのですけれども、それが今の制度ですと本当に一部分だけ、最後のきれいになったところだけということで、大変問題だと思っています。

それから、警察は、やる意思は全くないということをはっきり言っております。取り調べというのは警察で調べられるのが圧倒的に多くて、最後の起訴する直前ぐらいで検事の調べになるのが普通なものですから、警察のところでいろいろなことをされて自白に追い込まれてきた人は、検察官の前では初めからあきらめきってしまっていて、初めから自白をしているかもしれません。都合のいいところだけ撮られるようになってしまっては大変問題だと思っています。

それから、証拠開示の問題ですが、今度の裁判員裁判が始まる前提で公判前整理手続というものが始まります。裁判員裁判に付す全部の事件について、証拠調べが始まる前段階で検察官と弁護人と裁判所が集まって、証拠と争点をあらかじめ整理するという手続です。その制度を導入する過程で、今まではなかった証拠開示の手続が一応入りました。一定の類型に該当する客観的な証拠物や現場検証、鑑定などについては、争う争わないにかかわらず開示しなさいという制度になります。そもそも弁護人としてどういう証拠が集められているのかというのはなかなか分からないものですから、やっぱり隠れてしまっているものがあるんです。今までよりは証拠開示の制度は質的に大きく広がったんですが、不十分であることには間違いないと思っています。

野呂委員

我々が裁判員になったとしても、その段階では既に証拠が公判前整理手続で決まっているわけですね。それは同じ裁判官が吟味するということで、いわば予審よりもひどい。証拠を決めた段階では日本の優秀な裁判官は心証なんかつくらないという前提でやられていますが、それはとんでもない話で、非常に問題があると思います。

市民は、この証拠はどうなのかなということには関与できないんですね。証拠を決める裁判官が既に審理もして、その時点でかなり心証ができ上がっている。できてないという建前で裁判は行われるようですけれども、非常に危ういなというのが率直な気持ちなんです。

高見弁護士

公判前整理手続では、いわゆる証拠決定までをすることになっています。証拠調べは公判廷で行いますので、裁判官と裁判員の方の情報格差はその時点ではないという

建前にはなっています。書証は朗読をし、写真はその場で見せるという公判廷で行う証拠調べの手続でなければ心証はとれない建前になっていますので、制度上は情報格差がないことになっています。ただやはり証拠調べ決定をする段階で、どのような証拠であるか、だれのどういうような証拠であるか、どんなことが書いてあるか、立証趣旨の問題とか、そういうのはかなりやりとりがありますので、確かにその点では裁判官と裁判員の情報格差はないとは言えないといえます。

野呂委員

公判を今までのような２年、３年じゃなくて、短くやるために証拠の整理をして公判に臨むということなんですが、証拠決定というのは刑事裁判において極めて大事だと思うんです。証拠を調べる前の証拠の採用で非常に左右されると思うので、そこでの市民の参加というのは制度上無理なんですか。

阿部副議長

例えば、証拠能力があるかどうかといったことは、法的判断ですから、市民がそこに関与するのは難しいだろうとは思います。

高見弁護士

ただ、自白調書の証拠能力を決める際には、証拠の採否は公判でのいわゆる証拠調べを経てから決めましょうということで、証拠決定はしないまま公判前整理手続を終わって公判に入るということもあります。特に自白調書など任意性の問題が出てくるような場合は、正に取り調べのときにどんなやりとりがあったのかということを録画録音で立証して初めて任意性があるかないかを決める。要するに自白調書の証拠能力を認めていいかどうかという審理自体について、市民の方が裁判官と一緒に実際に見ていただいて証拠決定に関与するということは今の制度でも一応はあり得ます。裁判所もそれは言っています。

阿部副議長

弁護士が公判前整理のときに徹底して検察官の手持ち証拠に対して異議を出して、証拠を全部ブロックしてしまった。しかし、裁判官は当然それを見ているわけですから、検察官がそういう手持ち証拠を持っていることは知っていると。ところが、それがブロックしたために公判廷には全く出てこないという場合の情報格差というのは明らかにあるわけです。その場合に、裁判官だけが知っている検察官の手持ち証拠がもたらす影響というのが本当に排除できるんだろうかと思うんです。

溝内弁護士

違法に取り調べられた結果つくられた証拠が、提示命令で裁判官だけは中を見ましょうと、見た上で、やっぱりこれは証拠としては出してはだめですねという判断をしてしまったら、裁判員には中身は分からないけれども、裁判官だけが中身を知っていると。それは事実認定には使いませんよという約束にはなっているけれども、本当にそんなことができるのかという話ですよね。

高見弁護士

先ほど出ました録画録音の関係ですけれども、例えば、その事件についた弁護人が、最初の段階から全部録画録音せよという申し入れをしていた、それにもかかわらず録画録音していない、最後のきれいなやつだけが出てきた、それでは証拠能力はありませんよということを裁判員の方が入っていただいた形で裁判所が決定を出せば、大きく変わると思います。

大國議長

録画録音というものを証拠にとおっしゃっていますけれども、これは編集の自由がきくものですね。その点についてはどのように議論されているんでしょうか。

高見弁護士

それはテクニカルなことなので、途中で改ざんができないようにするということはかなりカバーできるようです。

阿部副議長

当初否認で勾留延長で 20 日間とめ置かれたときに、それを最初から最後まで撮るのはいいんですけれども、それをチェックするには撮った時間と同じ時間がかかるわけですね。それを裁判員を含めてやるのか、それとも捜査過程、取り調べ過程に違法がなかったかどうかは別の形でチェックするのか。

高見弁護士

調べる必要があるのは任意性について疑いがあるような場合なんです。そのためには全部録画しておかなくてはいけないんですけれども、技術的なことは十二分にクリアできるようです。

野呂委員

取り調べの可視化で一番の問題は警察ですね。それがやらないと余り意味がないと思うんです。この前、大阪高裁で差し戻しになった少年事件も、警察段階でひどいこ

とをしていますね。だから、警察がうんと言わずに可視化ができないという前提で、では裁判員制度の中で弁護側はどうやって任意性とか信用性のおかしさを暴いていくというか、裁判員に分からすかということは、弁護士会の中でどのようにお話しされているんでしょうか。

高見弁護士

日弁連で被疑者ノートというものをつくりました。その日の取り調べが何時何分ぐらいに始まって、例えば調書をつくったかつくらなかったか、取調官はだれだったか、どんなことを言われたか、黙秘権の告知は受けたかどうか、訂正を申し入れたけれどもしてくれなかったかどうかなどを書く書式になっています。それを当番弁護士が接見に行ったときに被疑者の方に差し入れをして、１日ごとに書いてもらうということを今正にやっているんです。

裁判でも被疑者ノートが証拠として採用されて、取り調べのときにこんなことを言われた、あんなことを言われた、中には暴行されてということもあるものですから、それの裏づけとして証拠になることもあります。

郭委員

取り調べ機関の取り調べ過程における可視化の問題について、韓国ではもう実現しているんです。何が一番大変だったかというと、検察、警察も含めて、取り調べ機関というのは基本的に権力を持ちながら人権を侵害する機関である、そういう可能性を排除できない機関である、したがってそれを未然に防止するという考え方で情報の可視化が不可欠だということでおこなわれることになっています。そんなんをやられたら今までのように取り調べができないじゃないか、捜査に支障を来すじゃないかという論と無罪と推定される人の取り調べ過程で生起する可能性のある人権侵害をどう未然に防止するかという論とそこでどう対峙するかという話だと思うんです。

西村委員

本当は犯人だけれども無罪になった人がいるんじゃないのと。私としては、やっぱり本当の犯人を捕まえたい、その人を罰したいという気持ちが非常に強いんです。逆に、今おっしゃっておられるようなことをすれば、本当は犯人なのに無罪になるという人がものすごく増えてくるんじゃないの、逃げ延びる人が増えるんじゃないの、これが果たして社会正義なのかという感じがするんです。

警察の人に話を聞いたら、人を殺したり悪いことをしてるやつは、生半可なことで

は「私は人を殺しました」なんて言いません。そういう話を聞きますと、それはそうやなと。感覚として、それで果たして本当に社会正義が成り立つのか、悪いやつが捕まえられているのかということを追及することが必要なんじゃないかなと。

だから、もっとほかの方法で、何か補完設備があって、それを高めることによって社会正義が正しく行われるということを考えることが必要なんじゃないかなということを感じます。

高見弁護士

冤罪が不幸なのは、間違われて有罪になった無実の人が不幸というのも１つですし、本当の真犯人が逃げているということも不幸だと思うんです。本当に何があったのかということが100%分かればいいんですけれども、それは不可能なわけですから、やっぱり間違いが起きるのは必然だと思うんです。ただ、どちらの間違いを犯してはならないものとして我々の歴史として採択してきたかというと、無辜の不処罰ということを前提とした制度をつくってきたと思うんです。

有実で有罪になっていない人がいないかと言われれば、いるかもしれないと思うんです。ただ、無実の人が有罪判決を受ける制度は国家としてはつくってはいけないんじゃないかと思うんです。

郭委員

この間テレビで可視化の特集を組んでいたんですけれども、アメリカの捜査機関でも今では可視化については肯定的な評価に変わっていますし、韓国でもそうだと聞いているんです。つまり、捜査過程がある意味監視下に置かれるということになれば、そこでのやりとりがいいも悪いも含めて信頼性が高まりますから、一概に不当な手段で得た自白だけでなくて、公正な捜査過程における自白であるとなった場合は、これは非常に信頼性を高めるし、裁判を公正に進める上でも極めて有効なものになるという評価もあると思うんです。

阿部副議長

恐らく権力に対する社会の信頼が低ければ、可視化するということは信頼を高める方向に作用すると思うんですが、日本の警察に対する信頼はこれまで高かったんだと思うんです。高いままずっと来ていて警察を余り疑ってこなかったから、逆に可視化してしまうと信頼の低下を招くということを警察が考えているんだろうと思います。

野呂委員

僕は警察の関与する不当な捜査の社説を何度も書いてきたんですけれども、警察は、捜査能力の低下という自分たちの責任を、無理な捜査、自白に頼っているわけです。何十年前に比べたら科学捜査はすごく進展しているわけですから、科学捜査をもっと導入すればいいんです。それなのに、いまだに自白でというのは安易だからなんです。自白をとって、それによってつじつまを合わすのは簡単だからなんです。

例えば、この前の大阪高裁が逆転無罪とも言える判決を出した大阪地裁所長の事件でも、捜査段階では科学的捜査は何もしていないんです。公判廷でビデオの解析なんかを初めてやったんです。しかし、そんな面倒くさいことをやらなくても、少年なんてがんがんたたいていけば自白が得られるということでやっちゃったんです。そういう無理なことをはなからやるんです。つまり、彼らの責任回避が自白なんです。本来、科学捜査で地道にやれば自白がなくても有罪にできるものを、それは面倒くさいからやめて、自白させればいいじゃないかというのが今の警察のやり方なんです。これは従来の「おい、こら」警察のころからやってきたのと同じことを、この 21 世紀でもやっているわけです。そういうことに我々はようやく気づいてきたわけですが、先ほどのお話のように、従来警察の信頼性が高かったのは、我々が知らなかったから高かったと思うんです。今はそれほど信頼すべきものなのかなというふうに僕は根本的に疑問を持っているんですが、可視化は、警察も自ら襟を正して信頼を得るチャンスというふうにとらえることもできますし、可視化しないと、不毛なものを避けるために裁判員に課せられる責任が非常に重くなってしまうと思うんです。

阿部副議長

裁判官にも、自白があると安心して有罪にできるといった感覚があったのではないかという気がします。逆に、否認事件だと構えてしまう。調書でも、論理的に矛盾のないストーリーが書かれていると安心して有罪にできるので、それに検察側も対応してきたというところがあるのではないかと思います。

裁判員という仕組みができたときに、自白に頼らないで検察側が有罪立証をする、要するに自白なしの裁判で有罪、無罪が争われるということが一般的になってくればいいんですけれども、今の状況では自白事件が７割です。自白のない事件が原則化すれば全然違ってくると思います。

西村委員

この前、鑑定の問題をこの場でも話しましたけれども、100％証明できなければ証

拠とはならないということで、ＤＮＡも日本でも採用しているところと採用していないところがあるという話を聞いたと思うんですけれども、科学捜査とおっしゃるけれども、それの立証がどの程度で証拠として取り上げられるのか。かなりの高い率で採用される、証拠として認められるということがあって、科学捜査がもっと進むんじゃないでしょうか。

野呂委員

科学捜査というのは白か黒かを決めるのではないんです。証拠は１つではなくて幾つもあるわけですから、科学捜査によって得た幾つもの証拠を積み重ねて、ジクソーパズルのピースのように集めてきて、そして描けたもので捜査側が判断をするというのが正しいありようだと思うんです。だから、１つのピースだけでこの人は黒だと決めるのではなくて、幾つものピースを集めてくる、その集め方に科学捜査が非常に有力な手だてになっているということだと思うんです。

西村委員

１つ１つのピースは 100%ではないよということになったら、それは証拠としては取り上げられないと。ピースを 100 個集めても、１つ１つ見ていったら 90%の確率なので、これは証拠ではありませんということで全部消されたら、証拠はゼロになっちゃったと。

その辺をもうちょっとしっかり考えて警察を応援してやらないと、しんどいのかなという気はするんです。

野呂委員

よく裁判官も言うんですが、常識的に考えて疑いがあるかどうか。例えば証拠でも、100 でなくて 90 でも蓋然性が十分であると判断できれば、証拠と認めてもいいと思うんです。裁判員制度で市民の常識なんて漠とした言い方をしているのは、正にそういうことかもしれないと思います。

西村委員

いつもケーブルテレビで「ＣＳＩ：科学捜査班」という１時間物の刑事番組を見ながら、こんなふうに証拠を集めてやらはんねんなと感心しているんです。あるいは、「ＢＯＮＥＳ」という、出てきた骨を集めて、どこで何があったのかということを特定していくという番組がおもしろいのでいつも見ているんですけれども、ああいうことが日本でできればいいんだけれども、この間聞いたように 100%証明できなければ

証拠にならないということになるとしんどいのかなと思いながら見ているんです。

高見弁護士

90%の確度であれば、それで証拠能力はあるというふうにされるのが今の裁判ではないかと思います。それ１個だけでは有罪にならないかもしれないけれども、90%の確度のものが３つ４つ集まってくれば、それは普通は合理的に考えて間違いないだろう、その人じゃない可能性はほとんどないだろうと考えると思います。

西村委員

弁護人として被疑者を守る手だての一つとして、１個１個の証拠をつぶしていくという手段をとって守るという方向にどうしても行っておられるような感じがするんです。だから、そこで 90%が妥当かどうかという争いがされるんじゃないかと。この間の林真須美の事件で、初めて状況証拠的にこれで間違いないでしょうということで有罪になったと思いますけれども、ああいうのが裁判としては珍しかったというのが私の印象なんです。だから、状況証拠だけ何ぼ集めても有罪にならないのかなという素朴な感覚で見ていたものですから、そういうお話をしたんですけれども。

高見弁護士

自白のない事件で有罪判決というのは最近かなり多くなっているんじゃないかなとは思います。

飯田委員

警察での可視化を絶対やらないと、裁判員裁判をしても意味がないなと思うんです。それをやっていただく手だてはないものですか。

高見弁護士

私も本当にそう思いますし、裁判官も、警察での調べも可視化しなくてはだめだということはいろんな論文で書いています。検察庁も、法務省の上層部はそうじゃないとやっていけないなと思っているかもしれないのですが、現場の検事は必ずしもそうは思っていないところがあります。今の調べじゃないとやっていかれへんというところが心の中ではあるみたいですし、警察庁は絶対やらないとおおっぴらに言っています。それがおかしいんだと、それはないでというふうに世の中の一般の人たちが言っていただけないと、結構壁は厚いなと思います。

大國議長

早くやるということを一つの目標にしていらっしゃいますね。そういう意味から言

えば、先ほど科学捜査の力量の問題が出てきましたけれども、短くすることによって証拠集めがずさんになる、十分にできないということは起こり得ないんでしょうか。短くすることと証拠がなかなか集まらないという現実の中で、いかがでしょうか。

高見弁護士

短くしますと言っていますのは、公訴提起をされて証拠調べに入ってからが短くなるという意味なんです。実際に裁判員の方が来ていただくことになると、何日も、あるいは１週間ごとに休んでいただくことはできないので、そこは早くやるんですけれども、そこに入るまでの準備期間は今までよりもむしろ長くなる方向にあります。

大國議長

今までの流れからいいましたら、公判が開かれたときに弁護士の方が何かに気づかれて、また新しい証拠を集めてこられて、そして長い時間を置いて次の法廷というふうになっていますね。そういうことはできなくなるわけですね。

いったん証拠を出してしまえば、そこから先は新しい証拠はなかなか組み込みにくいということなんですが。

高見弁護士

今後は証人尋問の準備は証拠調べが始まるよりも前の段階できちんと整えておかないといけない制度になりますので、それ自体は弁護人にとってはかなり足かせといいますか、厳しいところにはなっています。

大國議長

そういう形になりますと、結局検察の側の力量によって地域格差だとか地方格差だとかがかなり大きく出てしまうんじゃないかと。いいかげんにぽっと公判まで行ってしまうところがあるかと思うと、非常に丁寧なところがあったり、いろいろ出てくるものではないかと素人としては考えますが、いかがでしょうか。

高見弁護士

検察庁の地域格差は余りないという前提でお考えいただいていいのではないかと思います。

検察庁の能力という点ではそんなに格差はないんじゃないか。日本の検察は優秀な組織ですし、各都道府県警も優秀な組織ですから、むしろ弁護士が人数が足りないところとか、対応が大変だという格差が生まれるんじゃないかと思っています。

齋藤委員

法廷技術というものを検事側も弁護士側もお持ちでありますので、そこの中に素人である裁判員が入って翻弄されるんじゃないかという気持ちを持ちました。そういう意味から申しますと、裁判員になった場合にはその方々に対してあらかじめ教育をするようなシステムがあるのかどうか。

法曹界のお使いになっている言葉そのものが、一般の方にはなかなか理解できない。これは私たち医学の分野でもそうで、十分に説明義務を果たしたと思いつつも、言葉そのものが十分に理解されていないというのと同じじゃないかという思いです。

法廷では書いたものではなくて口頭でということが主になっておりますが、口頭でやりますと余計この辺が理解されにくい点があるのではないかと思います。私たちも医学用語を使っていますが、いわゆる漢字で書いたものを言葉で述べた場合には理解されにくいと。そこで、ＮＨＫの方に御相談をしましたら、出来るだけ平仮名で表現するようにすれば全く知らない方でも判り易くなるということを教えていただきました。

溝内弁護士

裁判員に対する教育のシステムは今のところ考えられておりません。実際に裁判員の選任手続が終わった後に宣誓されますけれども、その前に裁判員に対して説明がされます。そこで裁判に関与するに当たっての注意事項として、証拠で裁判をするとかといった原則的なお話をされるということがようやく具体的に定まってきたというぐらいです。

方法としては、裁判員に選ばれた段階でリーフレットなりを一緒に送るというのが１つのやり方かなと思いますが、それがどういう中身になっていくかというのもこれからで、それこそ市民の方の意見を取り入れてつくらないと、来たものを読んでも何が書いてあるか分からないということになりかねないということになります。

齋藤委員

中間評議というのがあるかないか不確かのようですが、全く知らない素人の人たちが考えをまとめていく上ではそういうものが必要じゃないかなと感じているのです。

溝内弁護士

中間評議については、日弁連としてなるべくしてほしくなかったものです。というのは、すべての証拠を見られた上で心証というのはできていかないといけないはずですし、ある人の主尋問だけ聞いて、反対尋問を聞く前にその主尋問について議論して

そこで心証が決められてしまうと、反対尋問をしても主尋問を崩すだけの話になってしまうからです。両方聞いた上でどうしようかなという話だったら、一応両方の話を聞いた上での判断ということになりますけれども、そういう問題がありますので、中間評議がさまざまな過程でされていくのは問題だと考えています。

大國議長

裁判員によく分かるように証拠の出し方を随分工夫していて、具体的に言葉の使い方も工夫されたということが書いてございましたけれども、そういうふうなことを実際にやってくださる人の場合と、そういうことをおろそかになされる人とでは、裁判員は受けるイメージが随分違ってくるんじゃないかと。アピールの仕方の巧拙というんですか、その上手下手で裁判員は随分喜んだり悲しんだりいろいろすると思うんですけれども、その辺はいかがですか。裁判官によって砕いてくださる方とそうでない方があったというふうに書いてございますが、裁判官教育をしなければいけないのじゃないかと。

高見弁護士

評議のやり方などは裁判長の個性がすごくよく出ます。裁判官と裁判員のやりとりにならないで、裁判員同士がやりとりをしていただく雰囲気をどうやってつくったらいいのかということは裁判所は結構考えているようです。その辺は裁判所も結構工夫しているのだと思いますけれども。

大國議長

裁判官もですけれども、公判のときの弁護士さんの説明の仕方、これも専門用語でなさらずに、裁判員に分かるようにということを前提にしていただかないと。弁護士さんもそういう教育をしていただきたいです。

飯田委員

法廷に並んで尋問とかやりとりを聞いていたときに、裁判員が「ちょっと待って、その意味は一体何ですか」と質問することは多分できないんじゃないかと。分からないやりとりをしているんだけれども、質問できない状態に置かれてしまって、さあ、終わりました、評議をしましょうとなったときに、あれは一体何だったのかということが理解できないままに評議せざるを得ないということは十分あり得るんじゃないかと思うんです。それを言葉の使い方も含めてフォローするようなことを何か考えないと、分からないままに参加しちゃったということになるんじゃないかと思うんで

す。どうしたらいいかというのは僕も分からないんですけれども、レクチャーを受けるか、自分で勉強するかみたいなことにしかならないのかなと思う一方、しかしそういうレベルのことでもないのかなというふうにも思うんです。あなたは裁判員として選ばれました、50 人のリストに上がりましたというふうになったときに、情報を得るような窓口がちゃんと開設されていて、それも求めに応じていくということにならざるを得ないのかもしれませんが、それが得られるという仕組みを考えておかないと、法廷に来たときに勉強するということではとんでもないことになるのかなと私は思うんです。

野呂委員

今までの裁判は、法曹三者が分かる言葉、つまり日本語とは別の言語でやっていたわけです。だから、恐らく被告も分からないまま裁判が終わっていたと思うんです。それをこの裁判員制度ができるときに標準語の日本語に法曹三者が置きかえられるかという、正に力量が問われていると思うんです。これは裁判官もそうだし、検事も弁護士もそうだと思うんです。だから、それができるかどうかで裁判員制度がうまいこと機能するかどうか。飯田さんおっしゃったように、被告人を目の前にした法廷の場で、「私、それちょっと分かりません」なんてことを聞けないですよね。終わってから評議の場で、「先ほどおっしゃったのはどういう意味ですか」と裁判官に聞くことになるんだけれども、そうすると、理解しないままですから、そのときの様子が正確に反映できないですね。だから、私の女房が裁判員になって出て、彼女が分かるような言葉で法曹三者が裁判ができるかということをどこまで考えているのかという気がしますね。

高見弁護士

言葉を分かりやすくしなければいけないという認識は裁判所も検察庁も弁護士会も持っています。あと、説得の方法をどういうふうにしたらいいのかとか、とにかく分かりやすい裁判をしなくちゃいけないということだけは一致しているんですけれども、そこで具体的に何をやるかというのはそれぞれの力量かもしれないと思っています。

野呂委員

事前レクチャーというのは、あくまでも裁判員制度というのはこういう仕組みですよという制度の説明でしかないのであって、裁判の言葉をこういう意味ですよと注釈

するわけではないわけですね。注釈すること自体が本末転倒で、分かりやすい裁判をしないという宣言でしかないと思います。

高見弁護士

そうですね。だから、尋問のときに疑問点があったらどうしたらいいかとか、遠慮しないで補充質問のときに聞いていただいていいですよということをあらかじめお伝えしておくとか、そういうことが大事なんだろうなと思います。

阿部副議長

やはり弁護人の力量が重要になるだろうと思います。大学の授業でも同じことなんですけれども、分からなかったら手を挙げてくださいねと言っても手を挙げてくれないので、むしろ学生の顔を見ながら、この学生は分かっていないなということをこちらから察して言い方を変えたりということをある程度やらざるを得ません。

同じことが裁判員裁判の弁護人にも言えて、裁判員が分からないと言うのを待つのではなくて、分からないということを察した上で言いかえていく、丁寧に説明していくということが必要になってくるだろうという気がします。そうなってきますと、従来の刑事弁護の枠組みにはおさまらない徹底した口頭主義のもとでの刑事弁護をやれる力量のある弁護士さんをどれだけ確保していくかということがすごく大きな課題になるだろうと思います。

西村委員

アメリカなんかそうですね。私らはアメリカでいろいろ裁判をやりましたけれども、裁判所に出て陪審員の前でやる弁護士さんと、作戦を組んだり全体的なことを考える弁護士さんは完全に別の人なんです。間髪入れずぱっと言うということは、そういうことになれている人でないとできません。私も特許の問題で裁判をすることがありますが、そういうときにはチームを組んで一つの裁判を闘っていくというやり方になります。そういうことにたけている人と作戦全体を指揮する人とは持っている特性がちょっと違うと思うんです。それをチームを組んで１つの裁判に当たっていくことが必要なんじゃないか。今まで１人でやっておられたのを、２人のチームでやるとか、そういうことを考えていかないと負けてしまうということになりかねないんじゃないかという気がします。

郭委員

事前の裁判員に対するレクチャーなり教育プロセスなりというのは僕も非常に大

事と思っています。刑事裁判は推定無罪であると。あらゆる先入観、偏見を捨てて、要するに検察の言うことも事実ではないという前提でかからないとだめだし、弁護士の言うことも事実ではないという前提で、今まで持っていた見方なりを全部捨てて、客観的に事実を見てくださいということなんですが、これは言葉で言うと簡単だと思うんですけれども、なかなか実際に実行するのは難しいと思うんです。

特に僕のような外国人の立場で言うと、裁判員は衆議院議員の選挙権を持っている人ですから、中国人が法廷に立ったときに、すべて裁判員は日本の方で、その中で言葉もたどたどしい中国の方がどのように伝えられるかとか、あるいはいろんな国の方が立つということは当然考えられるわけです。裁判所として説明するときのマニュアルなり、あるいは何が必要かということをきちんと体系化したものが必要だと思います。

もう一つは、裁判員制度の裁判員として行くということのハードルは非常に高いなという感じがしてます。というのは、量刑まで決定をするということですので、ここのところ厳罰主義といいますか、死刑という判決が出てくる機運も出てきていますし、被害者感情を尊重すべきであると。そういう形で裁判が進行されたときに、量刑としては非常に重いほうに流れていく可能性もあり得るのではないか。有罪、無罪という判断と同時に、量刑としてどの程度までという判断は非常に難しいと思うんです。ひょっとすると死刑まで踏み込んだ判断が求められる可能性が裁判員の方にあるわけで、となるとその人間を死刑にするという判断にかかわるということが個人の決断として求められてしまう。それは非常に厳しい決断といいますか、ハードルになると思うんです。

野呂委員

先ほどのビデオをもとに大阪弁護士会がやった模擬裁判の裁判員として出たんです。あれは飲み屋で口論になって、中年の男が若い体格のいい男に「表に出ろ」と言われて殴られた。そこで、家に帰って、あった果物ナイフを持ってもう一回飲み屋に戻った。脅すつもりだったけれども、また出てこられたので刺してしまったということで、殺人未遂で起訴された事件だったんです。

事前にその事件の概要と被告人質問ぐらいまでをビデオで見て、その後を裁判員でやりましょうということだったんですが、私はあれを見た段階で、予断とか何とかじゃなくて、これは大体こんなものだろうという感覚を持っていたんです。実際の裁判

ならどうかな、初犯で前科もないし、求刑が６年ぐらいときつかったんですが、これは殺意がどうかな、プロの裁判官だったら３年か３年６カ月ぐらいの実刑で落とすんじゃないかなという感覚で安易に裁判員として出たんです。

ところが、実際に被告人が来てくれて話を聞いたり、証人の話を聞いたり、質問したりしているうちに、殺意とは何かという哲学的命題に突き当たったんです。最初ほかの裁判員は、「そうはいえ、あんな体格のいい人に言われたら恐ろしくなって」とかいう感じで割と軽いことを言っていて、私は、そんなことでは甘いじゃないですかという意見を言っていたんですけれども、１時間近くかけて評議をしているうちに、殺意とは一体何なのかなと。模擬裁判の中でも、そういうことを考え出すとなかなか結論が出せなかったんです。この模擬裁判では被害者は命には別状がなかったんですが、模擬裁判ということで安易にその場に行ったんですけれども、みんながだんだん真剣になってきまして、殺意とは一体何かというところに突き当たってしまって、難しいなと。

それを、今おっしゃったように死刑まで我々がやらないかんということですが、世論調査では８割が死刑存続なんです。だから、国民の世論から言うと死刑というのは存続なんですが、死刑判決を出すような裁判に裁判員としてかかわっていけば、今はプロの裁判官に任せている死刑判決を、我々市民が言い渡さなければいけない立場になって初めて重みが分かって、国民の中から死刑を廃止しようという動きが出てくるかもしれないし、それが本当の死刑廃止の動きだと思うんです。世論だけ考えていると、我々メディアにしても、今の国民はなかなか死刑廃止論まではいっていないけれども、自分たちがジャッジをして死刑を言い渡さなければいけないと受けとめたときに、死刑とは何か、殺意とは何かということにぶち当たると思うんです。そのときに初めて国民、市民はどうすべきかということが出てきて、それで死刑廃止に行くかもしれないし、それでも死刑が要るというのであれば、それはそういう流れでいいと思うんです。

郭委員

事実認定の評価にかかわるのではなくて、いわば権力の行使にかかわるわけですね。身体の収容であったり死刑であったり、その権力の行使に対する決定にかかわるということですから、これはなかなか難しいですね。

野呂委員

今回私が参加した模擬裁判では、殺人未遂ということで殺意を認定するのか、単なる傷害に落とすのかで量刑も全然違ってくるという事件だったんです。本人も刺したのは認めていたので有罪は間違いないんですけれども、量刑にかかわってくるので、そういう意味では二重の難しさがあると思います。量刑を考えるならば、事実認定で殺意があるかどうかが問題になってきますけれども、そこでは殺意とは何かということになってくるわけですね。だから、否認事件になるとすごい難しいと思います。

郭委員

そういうことを含めて、裁判員になったときにはこれだけの責任も附随しますよということもきちんと伝わるようにしないと大変ですね。

阿部副議長

裁判員というのはだれでもできる仕事でないとまずいわけですね。非常に意識が高くて固い決意を持った人しかできない仕事であればそもそも定着できないわけであって、おっしゃることはすごくよく分かるんですけれども、普通の人が務められる役目じゃないとまずいというのが一方であると思うんです。

野呂委員

これは会長にお聞きしたかったんですけれども、裁判員制度というのは社会を変えるすごいチャンスだと思うんです。その社会を変えるというのは、例えば福祉の問題とか労働の問題でということです。幼子を抱えた女性が参加できるのかという福祉の問題もあると思うんです。今、裁判所の中に託児所をつくるとか言っているけれども、そうじゃなくて地域にそういうものをつくるとか、あるいは正規雇用が少なくなってきている中で、アルバイトの人が１週間も休めるのかという労働の問題がありますが、そういうことは裁判所が言うべき問題じゃなくて、むしろ弁護士側が取り組んでいくべきことで、弁護士会としてはこの制度ができる中でそういうことに取り組んでこられたのか。裁判員制度が社会を変える一つの好機であるととらえて、福祉や労働の観点について今取り組みつつあるのか。その辺が弁護士会の役割として、余り表には出ないけれども、大事なことじゃないのかなと常々思っていたんです。

山田会長

今言われたように、裁判員裁判について裁判所、検察庁と弁護士会とが平仄を合わせるというか、三者共同でやらないといかん課題と、裁判所は裁判所でこの問題についての具体的な取り組み課題ということで個別に課題を掲げてそこを克服する、そう

いう姿勢と両方要ると思うんです。

例えば、裁判所特有の問題としては、要するに裁判員候補者をどういうふうにセレクトしていくか。今まで裁判に余り関心のなかった人まで一度模擬裁判で裁判員を味わってもらい、そこで評議をやってどういう結果が出てくるのか、これは裁判所の課題です。

弁護士の課題は何かというと、１つは、最初に言いましたように、弁護人の立場から言うと、無罪推定と言うけれども、実際に裁判員が証拠に基づいて判断できるような一つの心構え、そういうことについての研修、そういう姿勢について弁護人の立場で何ができるのかということがあるだろうと思うし、もう一つは、裁判員として出やすい環境整備というか、そういう条件を広く社会全体に広報していくことも大事だと思うんです。今各企業とか自治体に個別にＰＲに行って、裁判員に指名されたときの処遇といいますか、就業規則上の扱いをどうするかとか、場合によれば家庭の奥さんだって裁判員候補者になる可能性はありますから、そういう場合に出やすいような環境、周囲がそういうことを歓迎していく、包み込んでいくというようなきめの細かいことを、地域とか企業に対するコネを利用しながらＰＲしていくという、いわば法曹三者の中で手分けをするところは手分けをしながら、この制度の滑り出しをうまくやっていくということは要るんでしょうね。

野呂委員

裁判員制度が市民の側で余り盛り上がらないのは、またお上がつくって上からおろしてきた制度だという感じで、そこまで明確な言葉ではないですけれども、知らない間にできたんだなという感じだからだと思うんです。しかしそうじゃなくて、裁判員制度ができたらどう世の中が変わるのか。ぱっと見ると、負担だけという側面しか見えないけれども、これはある種弁護士会に欠けていたと言うのは失礼ですけれども、弁護団として弁護士の方がいろいろ参加していた中で、これを変えるチャンスだとするとらえ方がちょっと欠けていたような気がするんです。

制度論議とか刑事訴訟法をどうするかという正に法曹三者の枠組みに限った議論がほとんどで、そこから出て、我々は社会をどう変えていくのかというものが感じられないと思うんです。

大國議長

市民感覚としては、もっと簡単に参加したいという意見も結構あるんです。特に主

婦などはマスコミでかなりの知識を得てしまっているということがありますので、その判断を抜いて、提出された証拠だけに頭を切りかえてやってくださいというふうになっていますけれども、そんなことができるのでしょうかというのが心配なのですけれども、殊に家でテレビばかり見ている人は、洗脳されてしまっているというイメージが強いのですけれども。

高見弁護士

それは大きな問題でして、有罪とするためには証拠によって立証されなくてはいけませんよということを具体的に分かっていただくためにどうしたらいいのかということを考えるわけですけれども、皆さんテレビはごらんになっていますから、社会的に耳目を引くような事件であれば、裁判員の方も当然報道に接しておられるはずなんです。だから、全く真っ白な状態で裁判員になってもらわなかったら困ると言っていても非現実的なんです。それを分かってもらうためにどうしたらいいのかというのは、この人がやったかどうかについては証拠によって判断してください、その証拠というのはこれから裁判所で調べられる証拠です、それがこれから皆さんにお願いしたい事実認定のルールなんですよということを、事あるごとに、弁護人であれば冒頭陳述のときにもするだろうし、最終弁論のときにもすることになります。

大國議長

この市民会議では、シンプソン事件とか和歌山のカレー事件で勉強させていただいたのですが、ああいうのを見ていますと、マスコミのかかわりも長いですし、いろいろなデータが全部頭に入っている上で、無罪ではないかという方向で議論されたわけですけれども、シンプソン事件については本を１冊読ませてもらって、初めてなるほどと認識したような感じになりましたし、カレー事件でもそうでしたけれども、何遍もそうではないよ、そうではないよというのが入ってこそ、一方的に自分が思っていたことが白紙になるということがあるんじゃないかしらと思って。マスコミが大きく取り上げるほどに、頭を切りかえるだけの材料が本当に出てくるんだろうかと思います。

頭を切りかえられる方法を弁護士さんたちから上手に話してくださいますようにお願いしたいと思います。

飯田委員

選定のときに、テレビでやってたからあの人は有罪に決まってるというふうに言っ

た人は欠格事由に当たるんですか。

高見弁護士

それだけで欠格事由になるかどうかは分かりませんが、つい最近、最高裁が選定手続でどんな質問をするのかというガイドラインみたいなものを発表したやに聞いています。

山田会長

最高裁が今言っているのは、予備調査の段階で質問票みたいなものを文書を送るんですが、その質問の１つは、ある事件について身内もしくはそういう人が関係してますかというもので、もう一つは、その事件ではなしに、例えば殺人事件だとしたら、あなたの身内とか知り合いの中で殺人事件の被害に遭った人がいますかという質問があります。あと、あなたは死刑制度の廃止論者ですかという真正面からの質問もあったんですけれども、それは今度なくなりました。

野呂委員

死刑制度云々というのは思想信条に反することですから、当然排除すべきでしょうね。

阿部副議長

今、裁判員裁判対象事件の半分以上は国選ですね。そうすると、裁判員裁判になってもかなりの事件が国選弁護になると思うんですけれども、これまでの国選弁護のスキームで裁判員裁判に対応できるのかどうか、あるいは裁判員裁判に限っては国選弁護の選任方法変えるとか、裁判員裁判を担えるかどうかのチェックを弁護士会の側で事前にかけていくといったことは考えていらっしゃるんですか。

高見弁護士

裁判員裁判に対応できる国選弁護人とそうでない国選弁護人を別の名簿を使ってというようなことは今具体的には考えていないはずですけれども、ただ対応できるスキルがない国選弁護人がついた被告人はとんでもないことになると思いますので、きちんと裁判員裁判に対応できる弁護士を養成していかなくてはいけないということで、５月には２回連続研修をやって、弁護士も 300 人ぐらい出席しています。弁護士会として対応できるだけの弁護人をつくっていかなくていけないという観点では、不十分ながらも連続的にやっております。

阿部副議長

大阪は3,000人の弁護士がいますから、可能かなという気がしますけれども、もっと地方に行くとかなり厳しいのではないかと思いますが、それはどうですか。

高見弁護士

地方では、いわゆる法テラスのスタッフ弁護士がそういうものを担うべきと考えるところとか、刑事を専門にやる弁護士を養成する都市型のパブリック事務所をつくらなくちゃいけないとか、各地の状況に応じて各単位会が、あるいは日弁連全体としても、そういうことで対応に今迫られてやっているところだと思います。

大國議長

養成された後、どなたにどの裁判に行っていただくかということはどこでお決めになるのですか。

高見弁護士

法テラスで弁護士会の名簿に基づいて推薦して、推薦された人を裁判所が選任するという形には一応なっています。

法テラス独自でこの人にしよう、あの人にしようということができないようにはしているんですけれども、大きな事件であればちゃんとできる人を推薦しなくてはならないということはあるでしょうから、それなりの経験を積んだ弁護士を事実上推薦するということで実務上やっていくことになっていくとは思います。

福田委員

裁判員になられると、裁判上の秘密は保持すべきものとされていると思うんですが、どの部分を秘密保持すべきかというのがもう一つ明確でないような気がするのと、それをしてはいけないということにはなっておりますけれども、万が一漏らされた場合、捕捉ができないといいますか、ちまたにどんどんうわさが広まるという可能性も否定できないのではないか。そういったところに対する対応というのは何かお考えなのかどうか。

それからもう一点は、裁判員は顔も見られていますし、どういうことを言ったかということも被告人から見られているわけですから、安全といいますか、セキュリティーの問題について不安を感じられる方が多いんじゃないかと思いますが、その点に関してはどのような対応をされるのか。

高見弁護士

守秘義務の範囲ですけれども、評議の中身については守秘義務の範囲になります。

法廷で取り調べられた証拠調べ自体は秘密の範囲外です。というのは、公判廷で証拠調べがされているからです。ですから、秘密にしないといけないのは、評議の中でどんなことが語られたのか、だれがどんなことを言ったか、あの裁判官がどう言ったかということになります。

それが漏れた場合にどうするのかということですが、守秘義務を犯してはいけないという法律なので、罰則規定とかはあります。

福田委員

専門的な職業裁判官は、公務員でもありますし、意識も高くきちっとされていると思うんですけれども、一般の裁判員ですと、そういうネタというのはおもしろい部分がありますから、どうしてもいろんな席でそういう話が出てくる可能性があるのかなと。そういうものをどうやって防ぐのかなというのは、制度みたいなものもなかなか確保しにくいなという気がするんです。

高見弁護士

被告人からのお礼参りの心配ですけれども、これは検察庁が言っていることですけれども、それはきっちり守りますから。守りますというのは、危害を加えられる恐れがある場合にはすぐ言っていただいて、それにはすぐ対応するような制度をつくっていますということは検察庁は言っております。制度としては一応守れるように、裁判員の方に危害が加えられないようにするための制度設計自体はされています。

福田委員

そのあたり、もう少し安心感を与えられるようなＰＲをされた方がいいんじゃないかと思います。そのあたりが不安感につながるのではないかという感想を持っています。

大國議長

断ることができる条件というのが書いてございますけれども、実際にはこれの判断は非常に難しいのではないかと思います。殊に仕事に影響があるとかないとかになりますと随分判断に差が出てくると思うのですけれども、こういうことについての基準のずれが問題になる心配はございませんか。あそこでは許されたのに、こっちでは許されなかったとか。

溝内弁護士

その基準づくりが今されています。模擬裁判などを通じてどんどん具体化していか

ないといけない部分はあるんですけれども、全国的に何とか同じような基準でいくという形では検討されていると思います。

大國議長

かなり細かくしていただかないと。例えば、「育児で手が離せない」などという項目も、一体何歳の子供までが対象で、見る人がどういう体制ならばできないとかできるとか、いろいろあると思うのです。仕事にしても、ついていらっしゃる職業がどこまでどうなのかということを細かく決めていただかないと、ずれが生じるのじゃないかと心配していますけれども。

溝内弁護士

「やむを得ない事由によって」というのが一番ぶれる可能性のあるところなんですけれども、今考えられているのが、代替性という言い方がされるんです。その方でないとどうしようもないという事情がその裁判のときにある、そういうところが大きな枠組みでの一つの判断基準になっているかと思います。

大國議長

弁護士さんから企業に対して働きかけをしていただきたい。休むのが当然ですよという言い方をしていただかないと、企業さん独自でそういうふうに判断されるのは非常に難しいと思うのです。どこからか声かけがあって、これは大事な仕事なのだから出してあげてくださいというふうに企業そのものにＰＲしていただければ、大分変わるのじゃないかなという気がするのです。

企業の受けとめ方といいますか、休んだら困るよと言われると出にくいですので。病院でもそうですが。

齋藤委員

うちの給与体系はノーワーク・ノーペイというのを基本的な原則にしているものですから、例えば親御さんが亡くなられても、それに対して何日休むという規定ではなくて、有給休暇を御利用いただくという形になっています。この裁判員になった場合にはどこに割り振ったらいいのかなということを今悩んでいるところです。

西村委員

私どもの会社は繁忙期というのがあるんです。営業で言うと１月から４月ぐらいまでで、５月の連休を過ぎるとがたっと暇になりますから、この４カ月さえ外していただければ非常に出やすいなと。工場関係はもうちょっと余裕があるんですけれども、

そういう感じにはなります。

その期間さえ外してもらえれば、これは出なさいという方向やなと思っておりました。

野呂委員

裁判員休暇というのをつくろうとしている企業もあるようです。そうしないとなかなか休ませようがないし、有休を取るというのもある意味ではおかしな話ですからね。弁護士が顧問企業に言うのは難しいのかもしれませんけれども、先ほど言ったように、労働の問題とか福祉の問題で弁護士の役割は大きいと思いますから、この裁判員制度によって社会が変わるという中で、弁護士がやれることは大きいと私は十何年来言ってきたんですけれども、弁護士の方々は余り動いていないなという気がしております。

阿部副議長

裁判員に選ばれるときに、対象事件は見立てとして公判３日で評議１日の４日ぐらいで終わりますよみたいなことは示されるんですか。

溝内弁護士

50 人から 100 人に候補者として通知されるときには、記載される予定です。

阿部副議長

予定日数みたいなものですね。

場合によっては、それこそカレー事件みたいなものだったら予定日数 100 日ということになるんですか。

溝内弁護士

基本的にはそういうところまでいかないと思います。１つは、余りたくさんある場合には事件を分けてやろうという法案が通ってしまいましたので、多くても 100 日というのはまず考えられないかなと思います。

阿部副議長

アメリカのＯ．Ｊ．シンプソンは 100 日裁判になりましたね。

溝内弁護士

そうですね。ですから、つくり方が違うなと。非常に計画的にやろうということで、その中におさまるようにということが出てくるんですけれども、一応その目標でやりますということで予定日数が書かれます。ですから、それに参加できる、できないと

いうおおよそのめどをつけて、呼ばれたときにはその中で判断していかれるということになるんです。

野呂委員

正規雇用なら、その会社の就業規則にはめ込んでちゃんとできるんですけれども、今は派遣とかパートが多いですから、そういう立場の弱い人、例えばパートの人が１週間も休まれたら困りますと言われたときにどうするのか。ここが正に先ほど言った労働問題として弁護士が取り組んでいくべきところだと思うんです。

大國議長

広報に関していかがでしょうか。

阿部副議長

知りたいと思った人が知るための媒体は十分過ぎるぐらい用意されていると思うんです。日弁連のホームページもそうですし、最高裁のサイトもそうです。今一番欠けているのは、知りたいと思っていない人へのアクセスで、それをどうやっていくかというのはすごく難しいことだと思います。20歳以上のすべての国民の義務になるわけですから、対象者はたいへんに広いわけで、その中の知りたいと思っていない、つまり全く関心がない人への広報がまだまだ不十分なところだと思います。

駅前でパンフレットをまいたりしているんですよね。

山田会長

今年はそういうビラ配り以外に、自治体とか大企業とかそういう塊のところにＰＲに行こうと。もともとアンテナを張っている人は既にアンテナに入っているわけですが、アンテナを張っていない人も裁判員に当たる可能性は十分あるわけですから、そういうところにどう広報するかというかなりきめの細かいことを法曹三者で考えようかなと。

大國議長

テレビなどはどうなってますか。模擬裁判をテレビで一定の時間していただくということを何回も繰り返せば絶対に広がると思いますけれども、高いですか。

桂副会長

予算の問題がありますので。潤沢な資金があればいいんですけれども。

大國議長

新聞は最近、朝日なんかでも随分書いてくださっているので。

野呂委員

かたい意味ではいいんですけれども、やわらかい意味では難しいですね。ＮＨＫが裁判員の非常によくできたドラマをやっていましたが、やっぱり娯楽性がないとなかなかテレビでは難しいですね。

大國議長

そういう意味で、ＰＲのパンフを若い方向けに漫画でお書きになったのはすばらしいことだと思います。漫画だったら読むという世代が結構いますので、20 歳からだとすると、これの効果は相当あるような気がします。ただ、少し暗い漫画ですので、もうちょっと明るい絵ですといいですが。

西村委員

裁判所、検察庁、弁護士会でＰＲのテリトリー分けみたいなものがあるんですか。裁判所はこういう分野をやりましょう、検察庁はこういうところをやりましょう、弁護士会はこういうところをやりましょうというふうに、お互いに重複がないように、抜け落ちがないようにという話し合いはされているんですか。

山田会長

三者の間で広報をどうするかという事務レベルの協議会がありまして、そこで具体的なテリトリーも含めて、今何が一番大事で何が欠けているのか、そこで何を協調すべきかという作業をやっています。弁護士会単独ではなかなかインパクトがなくても、三者そろって広報に行くとまた別のインパクトが出てくるので、三者で連携してやる部分と手分けしてやる部分とを今年はやりましょうということで、今スタートし始めたところです。

弁護士は、大企業なり中小企業には顧問弁護士の知り合いがおりますので、民間企業なんかは弁護士がそういう情報を流すとか、今度、大阪市長に会いに行くときは三者で行きましょうという話を今やっているところです。

大國議長

今日はいろいろな意見が出てまいりました。最初は、証拠提出に関していろいろな問題が出てきました。録画の問題、証拠開示がどうなるのか、情報格差はどうなるのか、可視化の問題、実際にどう見せていくかという問題が出てきたと思います。その中では、殊に自白の問題との関係が随分議論されたように思いますし、科学捜査との関係でどう考えていくかという問題も出てきたように思います。警察の捜査能力、検

察の権威とか裁判官のお立場とかいろいろなことから、科学捜査等の関係はどうあるべきかという意見も出ていたと思います。公判期間の短縮の影響、証拠の有無や程度などと有罪、無罪の関係の議論もありました。

それから、公判の雰囲気についてどういうふうにしていくかという問題もあったように思います。少し立場を変えまして、法曹関係者と裁判員が互いに理解し発言しやすいためには、それぞれの教育をこれからどうしていくのかというのも随分議論されたと思います。アピールの仕方で随分変わってくるのじゃないかとか、中間評議の中でどう考えていったらいいのか、殊に専門用語など言葉をめぐってこれからどう改めていかなきゃいけないかということが出てきたと思います。

それから、量刑まで決めるということで、そこでもっと深刻な問題がいろいろ出てまいりました。殺意とは何か、死刑とは何かといったかなり厳しい議論も出ていたように思います。それと同時に、権力の行使というものをどう考えるかということ、そしてそういう中で、「頭を白紙にして」ということが本当にできるのかどうかということも御議論いただいたように思います。それから、国選弁護人との関係はどうなのか、最後には広報の問題をどうしていけばいいのかという御意見をちょうだいしたと思います。

そのほかにも裁判員についての選定手続、守秘義務、安全確保、断れる基準、参加しやすい社会環境作り、裁判員に参加を認める企業の協力姿勢など、いろいろ御意見をちょうだいしたと思いますけれども、今日の議論は一応この辺で終わりにさせていただきたいと思います。

（２）次回テーマ

公設事務所関係

５　今後の市民会議の日程について

９月 10 日（月）、12 月３日（月）、２月 27 日（水）

以上で、本日の議事を終了した。